

合併処理浄化槽の設置申請について

市町村設置型制度のあらまし

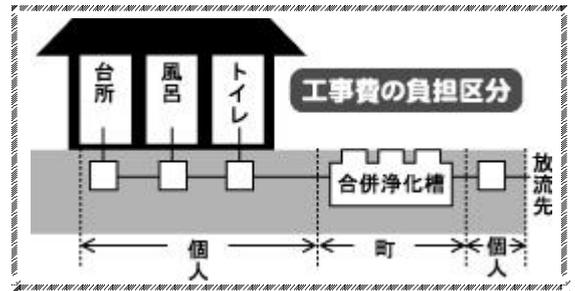
合併処理浄化槽は、個人のお宅ごとに設置するものですが、龍郷町では浄化槽の設置からその後の維持管理までを町が主体となって行う「市町村設置型」制度を行っています。

浄化槽本体を設置するために必要な工事費用の個人負担は約1割です。この1割の個人負担分は、設置工事前に納めていただきます。

ただし、この工事負担金のほかに宅内や宅外の配管工事等が必要になりますが、これらの費用については全額個人負担になります。

■ 1割の個人負担のほかにかかる経費

- ① トイレの水洗便器購入費
- ② トイレ改修・水道工事費
- ③ トイレ・台所・風呂場から浄化槽までの配管工事費
- ④ 浄化槽設置場所の支障物除去費



■ 本体設置工事費と費用負担内訳

住宅の延べ床面積	人槽	浄化槽設置標準工事費	国の補助金(50%)	町の負担額(42.5%)	個人負担金(7.5%)	備考
130㎡以下(39坪未満)	5人槽	837,000円	418,000円	356,000円	63,000円	※標準工事費は、浄化槽本体を設置する部分の工事費で国の基準額です。 ※宅内外配管、水洗トイレ設置等で別途個人負担がかかります。
131㎡以上(39坪以上)	7人槽	1,043,000円	521,000円	443,000円	79,000円	
住宅の風呂が2箇所の場合	10人槽	1,375,000円	687,000円	584,000円	104,000円	

申請から使用まで

- ① 合併処理浄化槽設置申請書を役場（生活環境課へ提出）
- ② 現地調査（町）
- ③ 工事計画書作成・承認（町→設置者）
- ④ 工事負担金納付（設置者）
- ⑤ 工事入札・発注（町→施工業者）
- ⑥ 工事施工（施工業者）
- ⑦ 工事完了・引渡し（施工業者→町）
- ⑧ 浄化槽使用開始届け提出（設置者→町）
- ⑨ 使用開始・使用料の納付・維持管理開始

浄化槽設置用地無償使用賃貸契約書と設置する家屋の図面があわせて必要になります。

使用開始届けは速やかに提出してください。
また使用料には保守点検・法定検査・清掃にかかる経費が含まれます。

人槽	月額使用料（税込）
5人槽	3,960円
7人槽	4,840円
10人槽	6,160円

※新築で設置を申請する方は半年前までに申込を行ってください。

※ 毎月の浄化槽使用料には毎月の定期点検、薬品の補充、法定検査料、汚泥の引抜き、ブロー等の交換や修理にかかる経費が含まれますが、使用者の都合による浄化槽の移動や撤去に係る経費や使用者の責により修繕が必要になった場合の経費、また電気料・水道料については使用者個人の負担となります。

【お問合せ先】 龍郷町役場 生活環境課 生活排水係 ○電話 69-4525（直）